



「海業」のうち 保証対象となる取組 を整理

**独立行政法人 農林漁業信用基金
(令和7年7月)**

目次

- 目的
- 前提と注意点
- 海業の取組事例
- 参考サイト
- 本書内容についてのご相談窓口



目的

- 国が策定した第5期中期目標では、漁業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進めること、あわせて、新たな水産資源管理の着実な実施、漁船漁業及び養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化等が求められる状況にあることを踏まえ、かかる状況に対応した漁業信用保険の引受けを進めることとされています。
- また、水産経営課長通知（令和5年4月20日付け）では「第5期中期目標について信用基金がこれまで以上に漁業信用保証保険制度における中心的な役割を発揮できるよう、基金協会に対する助言・支援等の機能を強化する。」とされています。
- これらの監督省庁の意向を踏まえ、水産庁が作成した「海業の取組事例集」の中から、漁業近代化資金の融資対象となる取組を整理し、中小漁業者等による漁業信用保証保険サービスの適切な利用を促すことにより、保証の推進を図ることを目的としています。
- なお、本資料では、漁業信用基金協会の保証対象となる資金のうち、漁業近代化資金に着目し整理しています。その他の制度資金や事業資金（設備資金や運転資金）など、保証対象となる資金は他にもあり、令和7年7月の告示改正（平成10年大蔵省・農林水産省告示第46号「中小漁業融資保証法第2条第3項第3号の規定に基づく主務大臣が指定する資金」）により、海業に係る資金借入の際の保証が受けやすくなったところです。

前提と注意点

1. 本書は水産庁ホームページに掲載されている「海業の取組事例集（水産庁漁港漁場整備部令和5年8月）」に記載のある取組概要を参考に、中小漁業者等（※1）の方々が海業に取り組む際に、どのような取組が「漁業近代化資金」（以下、近代化資金という。）の対象となるのかについて取組主体や取組内容を整理したものです。取組の詳細を各取組主体に確認し整理したものではないため、実際の取組と異なる場合があります。
2. 具体的には「海業の取組事例集」の取組概要の個々の取組について、水産庁ホームページに掲載されている「漁業近代化資金融通法施行令」第2条の表（※2）の「近代化資金の〇号資金の〇〇に該当する」と整理しています。なお、実際の近代化資金の借入申込、近代化資金利子補給承認申請や保証引受審査では、近代化資金制度の主旨に合致していることや、各融資機関や都道府県及び基金協会の規程等に基づいて被保証者の財務状況等を勘案するなど、総合的な判断が必要であるため、保証申込を検討する場合には、本書巻末に記載しております、「ご相談窓口」にご相談いただくようお願いします。

前提と注意点

3. 施設の性質、規模等からみて個人施設として不適当なものについては、共同利用施設として造成、取得等を行うことも必要です。
4. その他には、既往の漁具倉庫をリノベーションし販売施設とする計画の場合、近代化資金において現状回復に要する費用は、修繕費であり、近代化資金の対象としないことに注意が必要になります。ただし、修繕、改良等のうち、次のア又はイのいずれかに該当する部分についてはア又はイに要する費用を改造費として近代化資金の対象とすることができます。この場合において、ア及びイのいずれにも該当する場合にはア又はイに要する費用のいずれか多い額を改造費とします。
ア 使用可能期間を延長させる修繕、改良等
イ 固定資産の価格を増加させる修繕、改良等

また、当該漁具倉庫が近代化資金（２号資金）で造成購入され、その償還中である場合は、対応資金種類が異なるもの（宿泊施設等は7号資金）への転用はできないので、注意が必要です。

前提と注意点

5. また、**漁業近代化資金第7号資金について**、一部の用途にあつては、**融資対象となる地域が限定されている場合があります**。詳細は「**漁業近代化資金融資法施行規程（平成28年11月29日農林水産省告示第2373号）**」をご確認いただきますようお願いいたします。

上記 1 ～ 5 でご不明点があればお気軽に本書巻末に記載した相談窓口にご連絡ください。

（※ 1）「中小漁業者等」とは、「中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条」に定められた皆さまになります。

（参考）

- ① 漁業を営む個人及び漁業に従事する個人
- ② 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- ③ 水産加工業を営む個人
- ④ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下又はその資本金の額、若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- ⑤ 水産業協同組合（信用漁業協同組合連合会並びに信用水産加工業協同組合連合会を除く。） など。

（※ 2）「漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年7月31日政令第209号）」

海業の取組事例 目次

(本書の使い方)

海業の取組が融資又は保証引受の対象となるか迷った際に、右の事例集の目次から、類似する事例を探し、その項番と本書の一致する項番を参照していただくと、どの漁業近代化資金の種類に該当するか確認できるように整理してあります。

- 右の目次は、水産庁ホームページ「海業の取組事例集（水産庁漁港漁場整備部令和5年8月）」から引用（ホームページURLは後述「参考サイト」を参照）

海業の取組事例集 目次

	都道府県	市町村	漁港名	漁港管理者	取組主体	取組種類	キーワード	離島半島等
1	北海道	八雲町	熊石漁港	都道府県	漁業協同組合	④	サーモン海面養殖実証試験	半島、過疎
2	北海道	根室市	歯舞漁港	都道府県	漁業協同組合	①③⑤	市場見学、漁業体験、漁協食堂、直売所、渚泊、パノラマクルーズ	過疎
3	北海道	北斗市	北斗漁港	都道府県	漁業協同組合	③	水揚げされた貝類を食べられるイトイン型直売所	半島
4	青森県	深浦町	北金ヶ沢漁港	都道府県	漁業協同組合	④	消波堤背後に生け簀を設置し、サーモンの海面養殖	過疎
5	岩手県	大槌町	吉里吉里漁港	都道府県	漁業協同組合	④	漁港の水域の活用、サーモンの海面養殖の実施	過疎
6	宮城県	気仙沼市	気仙沼漁港	都道府県	民間団体	②	水上自転車、ハンドバドルボート、水上ピクニック	過疎
7	山形県	鶴岡市	由良漁港	都道府県	民間団体	①②③	自然体験、食の体験、マリンレジャー	過疎
8	新潟県	佐渡市	多田漁港	市町村	民間団体	④	海洋深層水を活用したエゾバフンウニの陸上養殖	離島、過疎
9	新潟県	佐渡市	姫津漁港	都道府県	漁業協同組合	②③	防波堤を釣り利用に開放、漁協直売所	離島、過疎
10	富山県	黒部市	石田漁港	市町村	漁業協同組合	②	フィッシャリーナ、釣り桟橋、イベント開催	
11	富山県	富山市	水橋漁港	市町村	NPO法人	②	フィッシャリーナ、海洋レクリエーション拠点	
12	富山県	水見市	水見漁港	都道府県	民間団体	①③	グランピング施設、BBQ	半島、過疎
13	静岡県	焼津市	焼津漁港	都道府県	地方公共団体等	①②③⑤	リノベーション、飲食・宿泊施設の整備、ワーケーション、朝市、釣り体験、水揚げ・セリ見学	
14	大阪府	田尻町	田尻漁港	都道府県	漁業協同組合	①②③	漁業体験、海鮮BBQ、カキ小屋、朝市、海上釣り堀、マリーナ事業	
15	和歌山県	太地町	太地漁港	市町村	漁業協同組合	①②③	クジラとふれあう体験、シーカヤック、道の駅（直売所、レストラン、朝市）	半島、過疎
16	和歌山県	有田市	箕島漁港	市町村	漁業協同組合	③	飲食施設、販売施設	半島
17	鳥取県	境港市	境漁港	都道府県	地方公共団体	③⑤	漁港・市場見学、境港水産物直売センター	
18	広島県	福山市	横田漁港	都道府県	漁業協同組合	②③	プレジャーボート用浮桟橋	
19	福岡県	糸島市	船越漁港	市町村	漁業協同組合	③	常設のカキ小屋の整備	
20	福岡県	北九州市	脇田漁港	市町村	漁業協同組合	②	釣り桟橋、人工海浜、フィッシャリーナ、水産物直販	
21	福岡県	宗像市	鐘崎漁港	市町村	漁業共同組合	③	活魚センター、道の駅	
22	熊本県	天草市	二江漁港	都道府県	地方公共団体	②③	イルカウォッチング、水産物直売、レストラン	半島、過疎
23	宮崎県	日南市	目井津漁港	都道府県	漁業協同組合	③	漁協直営施設レストラン、直販施設	半島、過疎
24	沖縄県	伊江村	具志漁港	市町村	漁業協同組合	①②	釣り体験、漁業体験、ハーリー体験、民泊	離島、過疎

※取組の種類：①渚泊・体験・観光 ②釣り、マリンレジャー ③飲食、販売 ④漁港活用の増養殖 ⑤市場・加工

1. 静穏水域を活用したサーモン海面養殖試験

【海業の取組概要】

- 漁港内の静穏域を活用して養殖イケスを設置
- これまで、東北の企業から幼魚を購入し育成していたが、養殖サーモンの一貫生産、コスト縮減等を目指し、令和4年に種苗生産施設を取得し、当該施設を活用して種卵から幼魚の育成を開始

【保証対象資金】

- 養殖イケス⇒近代化資金（第4号資金）養殖いかだ
- 種苗生産施設を取得⇒近代化資金（第2号資金）水産種苗生産施設
- 種卵から幼魚の育成を開始⇒近代化資金（第5号資金）指定水産動植物（さけ）の購入又は育成に必要な資金

2. 漁協施設の整備と漁業体験プログラムによる新たな集客と販売力強化

【海業の取組概要】

- コンブ加工保管施設と市場の見学
- セリの模様やコンブの加工や保管の状況が見学でき、地域水産物をPR。
- パノラマクルーズ
- 最東端のパノラマクルーズで、多言語対応の翻訳機付き拡声器とタブレットを導入し、米国やアイルランド、シンガポール等から多くの外国人が来訪。
- 漁業体験、渚泊
- 地曳網や潮干狩りなどの漁業体験や渚泊を通じて、漁業に対する理解を深めてもらうほか、地域に愛着をもってもらい、交流人口の拡大に寄与。

【保証対象資金】

- コンブ加工保管施設⇒近代化資金（第2号資金）水産物保蔵・加工施設
- パノラマクルーズ⇒遊漁船の場合⇒近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（遊漁船）
- 渚泊⇒近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（漁家民宿施設）
- 地曳網⇒※漁業目的であれば近代化資金（第4号資金）漁具（漁網網）の対象だが、レクリエーション用の漁具は対象なし
- 潮干狩り⇒近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（潮干狩り場）

※注意事項あり。「前提と注意点」を参照のこと！

3. 水産物直売所による漁港施設用地の有効利用

【海業の取組概要】

- 地元漁業協同組合直営のレストラン

【保証対象資金】

- なし

※本取組は近代化資金の対象とはなりませんが、その他の制度資金や中小漁業者等が必要とする事業資金（設備資金や運転資金）など、保証の対象になる資金は他にもございますのでご相談ください。

4. サーモン海面養殖業による「つくり育てる漁業」の推進

【海業の取組概要】

- サーモン海面養殖を実施するにあたり、斃死を防ぐためには「酸素濃度」、「水温」及び「水深」が重要となる。過去に整備した海水交換機能付きの消波堤背後を有効活用することで、サーモンの安定生産を図る。
- 水揚げされたサーモンは、国内のスーパーや回転寿司へ出荷、海外（アジア圏）に輸出される。

【保証対象資金】

- 養殖イケース⇒近代化資金（第4号資金） 養殖いかだ

5. サーモン養殖等の地域資源を活かした産業・観光・教育振興

【海業の取組概要】

- 漁港を活用したサーモン海面養殖の拡大・選別水揚げ施設、飼料漁具倉庫、種苗馴致施設、一次処理加工施設の整備
- 「藻場再生体験」「スキューバダイビング」等を活用した交流人口増
- マリンレジャー、地引網等の漁業体験、渚泊等
- 「藻場再生」「ウニ蓄養」による漁業者の収入増・漁港周辺の静穏域を活用したウニ蓄養事業・藻場再生による磯焼け対策、磯根資源の漁獲量増
- 学校教育の場での「海業」の理解、普及・出前授業、課外授業による担い手確保等

【保証対象資金】

- 養殖イケス⇒近代化資金（第4号資金）養殖いかだ
- 地引網⇒※漁業目的の漁具であれば近代化資金（第4号資金）漁具（漁網綱）の対象だが、レクリエーション用の漁具は**対象なし**
- 渚泊⇒近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（漁家民宿施設）
- ウニ蓄養事業・藻場再生による磯焼け対策 ⇒近代化資金（第5号資金）指定水産動植物の種苗購入または育成（第7号資金）海浜等環境活用施設（蓄養殖施設）

※注意事項あり。「前提と注意点」を参照のこと！

6. 水上アクティビティ拠点の創出

【海業の取組概要】

- 水上アクティビティ（水上自転車、ハンドパドルボート、水上ピクニック）の社会実験を3週間にわたって実施。
- 同上の社会実験の期間中には、滞留空間の創出を目的に、漁港施設内の公園に漁網を使用したロングベンチも設置。
- 水上アクティビティの将来の常設化に向け、事業性の検証やさらなる安全性の確保、漁港利用の仕組みづくりの検討のため、事業候補者（民間事業者）による社会実験を予定。

【保証対象資金】

- なし

※本取組は近代化資金の対象とはなりませんが、その他の制度資金や中小漁業者等が必要とする事業資金（設備資金や運転資金）など、保証の対象になる資金は他にもございますのでご相談ください。

7. 漁村生活における様々な体験の提供をととした交流人口の拡大

【海業の取組概要】

- 魚食イベント、**水産加工品開発販売**、水揚げのブランド化など
- 後継者の育成・確保と女性活躍のための漁業体験、漁法DVD配布や、地元女性による商品開発など
- 伝統文化の継承のため都市住民との交流、海中神輿など
- 寒鰯祭など魚食イベント、ビーチサッカー大会など各種イベントの開催

【保証対象資金】

- **水産加工品開発販売**⇒近代化資金（第2号資金）水産物加工施設、水産物販売施設近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（水産物直販施設）

8. 海洋深層水を活用したエゾバフンウニの陸上養殖

【海業の取組概要】

- 年間を通して水温3℃前後と低く安定した海洋深層水を活用して、エゾバフンウニとその餌となるコンブの陸上養殖に取り組む。ウニ種苗は他県から購入。

【保証対象資金】

- エゾバフンウニとその餌となるコンブの陸上養殖⇒近代化資金（第2号資金）養殖池
- ウニ種苗は他県から購入⇒近代化資金（第5号資金）農林水産大臣が指定する種苗（ウニ）の購入又は育成に必要な資金

9. 防波堤の釣り場開放

【海業の取組概要】

- 漁協の加工場兼直売所もあり、加工品等が販売されている。釣り竿セットのレンタルもあり、ビギナーや手ぶらで来訪しても釣りを手軽に楽しむことができる。
- 漁港区域内にトイレや遊歩道を整備、安全対策として、橋への進入防止柵、防波堤の転落防止柵、はしご、救命浮輪を設置。
- 開放施設の進入防止柵の開閉や監視、清掃などの管理は、県から市に委託しており、市は漁協に委託している。

【保証対象資金】

- 加工場兼直売所、トイレや遊歩道を整備、橋への進入防止柵、防波堤の転落防止柵、はしごを設置⇒近代化資金（第7号資金）釣り場、保安施設、水産物直販施設、施設連絡道路、駐車場及び便所、漁村給排水施設（給排水施設、浄化槽等）

※注意事項あり。「前提と注意点」を参照のこと！

10. フィッシャリーナを利用した地域活性化

【海業の取組概要】

- 漁港では漁業生産の拠点地とするとともに、漁業者と遊漁者との利用調整を図りつつ漁港の持つ多面的な役割を果たし、地域の活性化に寄与することを目標として、市がプレジャーボート施設、**釣り桟橋を整備**し、管理運営している。
- 市内外からの漁港施設の利用者および訪問者を増やすことにより、地域の魅力を発信し、地域のにぎわいや雇用の創出を目指している。

【保証対象資金】

- **釣り桟橋を整備**⇒近代化資金（第7号資金）
海浜等環境活用施設（釣り場）

11. 海洋レクリエーション拠点による漁村地域の活性化

【海業の取組概要】

- 漁港管理者である市では、漁港機能と隣接する位置にプレジャーボートの係留・保管施設及び親水防波堤を設け、漁村地域の活性化を図っている。
- 本漁港は、河川の河口に位置し、かつて河川内に見られた不法係留艇の適正な収容を促進することで、漁業関係者とプレジャーボートのトラブル解消に寄与している。
- 多目的広場や**駐車場**を含めた施設全体について、指定管理者により管理・運営しており、施設の点検、修繕など適宜実施できる体制をとることで、施設利用者の安全性・利便性を高めている。

【保証対象資金】

- **駐車場**⇒近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（駐車場）

12. グランピング施設と地域資源を活用した漁村地域活性化の取組

【海業の取組概要】

- 漁港施設用地内の未利用市有地を活用し、新たな来訪者を受け入れるため、湾を望む抜群のロケーションを活用したグランピング施設。市はグランピング施設を整備・運営する民間事業者をプロポーザル方式により決定した。
- BBQでは漁港で水揚げされた寒ブリ、イワシを始めとする新鮮な魚介類や、氷見牛などの地元食材を提供。
- 若者向け2棟、ファミリー向け3棟、スイート1棟と、多様なニーズに対応。

【保証対象資金】

- なし

※本取組は近代化資金の対象とはなりませんが、その他の制度資金や中小漁業者等が必要とする事業資金（設備資金や運転資金）など、保証の対象になる資金は他にもございますのでご相談ください。

13. 「漁具倉庫」等を活用した新たな観光需要への対応

【海業の取組概要】

- 漁協、商工会議所、観光協会、金融機関等が一体となって、遊休施設である「**漁具倉庫**」(**漁師が使っていた2階建て長屋**)をリノベーションし、ワーケーションなどの新たな需要に対応した飲食・宿泊施設を整備。
- 市、漁協、飲食・宿泊施設の運営者、水産加工業者が連携し、漁港内未利用地や休憩岸壁を利用した美食マルシェ・朝市等を開催。
- 魚市場の水揚げ・セリ見学、親水公園を活かした釣り体験および鰹節等のものづくり体験等の魚食文化推進プログラムを実施し、漁業者及び水産加工業者の所得向上に寄与。

【保証対象資金】

- **漁具倉庫（漁師が使っていた2階建て長屋）をリノベーション⇒近代化資金（第7号資金）** 海浜等環境活用施設（漁家民宿施設）

※注意事項あり。「前提と注意点」を参照のこと！

14. 民間と連携した海上釣り堀事業等による 漁業所得向上

【海業の取組概要】

- 日曜朝市は漁業者が鮮魚などを直接販売し、店頭調理によりライブ感を演出
- 海鮮BBQの施設は荒天時や冬季においても営業ができるよう施設を開閉型にリニューアル
- 営業時間外であった12月から3月迄はカキ小屋を運営することで通年営業が可能
- 当初は時化の時に漁業体験に替わる場所として設置・釣り堀の対象魚を養殖魚にして魚の調達に力を入れ、海鮮BBQ事業と組み合わせることにより集客が増加
- 刺網漁やカゴ漁の体験などを実施・小学生の体験学習や企業研修等の利用有・下船後は漁獲した魚介類を漁業者に捌いてもらい、バーベキューを楽しむ
- レジャーボートやヨット、水上バイクなどの係留受入を行い、漁港内の水域を有効活用

【保証対象資金】

- 海鮮BBQの施設は荒天時や冬季においても営業ができるよう施設を開閉型にリニューアル⇒近代化資金（第2号資金）水産物販売施設（活魚等販売施設）、近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（屋内外調理施設）

※注意事項あり。「前提と注意点」を参照のこと！

15. クジラを核とした観光との連携

【海業の取組概要】

- 民間が行っていたカヤック事業を引き継ぎ、漁協が運営
- 湾を海上遊歩道付きの網で仕切り、町、町開発公社、漁協が連携し湾に小型鯨類の畜養いけすを設置
- シーカヤックやSUPなどによるクジラとのふれあい体験を実施
- 漁業者等がインストラクターとして参画し、漁業以外での収入向上に寄与
- 湾に隣接して町が道の駅を整備し、漁協が指定管理を受け運営
- 鯨肉をはじめ地元水産物を活用したメニューを観光客に提供
- 定置網等で漁獲された地元水産物の朝市を開催、周辺住民のみならず観光客にも新鮮な水産物を販売
- また、漁業者、加工業者が協業し、干物や大和煮、燻製品などを開発して販売

【保証対象資金】

- 小型鯨類の畜養いけすを設置⇒近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（蓄養殖施設）
- 鯨肉をはじめ地元水産物を活用したメニューを観光客に提供⇒近代化資金（第2号資金）水産物販売施設（活魚等販売施設）
- 新鮮な水産物を販売⇒近代化資金（第2号資金）水産物販売施設（活魚等販売施設）、近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（水産物直販施設）
- 干物や大和煮、燻製品などを開発して販売⇒近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（特産民芸品加工施設）

16. 漁港の未利用施設を活用した直売所等の取組

【海業の取組概要】

- 常設の水産物直売所の整備に向け、平成29年度に漁協役員による検討委員会を設立。商工会議所、観光協会、金融機関、民間事業者等がメンバーに加わり、当該施設を市の観光業における中核施設としていくことを決定。
- 未利用となっていた野積場用地等を活用し、漁協直営の**水産物直売所を整備**。運営は漁協が行い施設内には、**漁港で水揚げされた水産物をはじめとして地元農産物や土産品を販売する物販コーナー、地元水産物を利用した食事を提供する食事コーナー**があり、いずれも地元で水揚げされた水産物を活用することで魚価の安定化や所得向上に寄与。

【保証対象資金】

- **水産物直売所を整備**⇒近代化資金（第2号資金）水産物販売施設（活魚等販売施設）、近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（水産物直販施設）

17. 漁港におけるおさかなパーク・水産物直売センターによる交流人口の増加

【海業の取組概要】

- 「親しまれる漁港・市場」を目指し、県は、令和4年8月に2号上屋2階部分に見学や食育・体験型観光にも利用できる展示スペースを整備。漁港・市場や水産業への理解を深めている。
- 水産物直売センターは、漁港の魚市場から仕入れた鮮魚、カニ等を一般消費者向けに販売。漁業協同組合が令和4年4月に水産物直売センターをリニューアルし、刺身等の調理が可能となり、その場で買って食べられるようになった。

【保証対象資金】

- **水産物直売センターをリニューアル**⇒近代化資金（第2号資金）水産物販売施設（活魚等販売施設）、近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（水産物直販施設）

※注意事項あり。「前提と注意点」を参照のこと！

18. 漁協自らがプレジャーボート用浮桟橋を整備・運営

【海業の取組概要】

- 組合員をはじめ地域住民全てが、ウインウインの 関係になることを目標に、当プレジャーボート施設を整備した。
- 係船料を徴収することにより、組合収益が向上し、漁具の購入や漁業研修の費用に充てることができ、漁協経営の安定に繋がった。
- 島内への交流人口増加により、地域のガソリンスタンドや飲食店等の売上げが向上し、島内の雇用が増加しており、地域全体の活性化につながっている。

【保証対象資金】

- なし

※本取組は近代化資金の対象とはなりませんが、その他の制度資金や中小漁業者等が必要とする事業資金（設備資金や運転資金）など、保証の対象になる資金は他にもございますのでご相談ください。

19. カキ小屋常設化による水産物の競争力強化

【海業の取組概要】

- 冬季の収入源確保としてカキ養殖を導入
- **漁港の仮設カキ小屋7棟を常設化**（仮設ビニールハウスから鉄骨平家建てに変更（事業主体：漁業協同組合））

カキ小屋常設化によるメリット

- 消費者に、より快適な空間でカキ等の新鮮な水産物を提供・仮設小屋の設置及び撤去に係るコスト削減
- **浄化槽の整備**による、くみ取りコストの削減および衛生面の改善
- 客席数を増やすことで利用者の増加及び地域の雇用創出に貢献
- カキ小屋の営業期間外においても地域水産物の提供が可能

【保証対象資金】

- **漁港の仮設カキ小屋7棟を常設化**⇒近代化資金（第2号資金）水産物販売施設（活魚等販売施設）、近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（屋内外調理施設）
- **浄化槽の整備**⇒近代化資金（第7号資金）漁村給排水施設（浄化槽）

※注意事項あり。「前提と注意点」を参照のこと！

20. 漁村と市民が交流・ふれあいのできる場所の提供

【海業の取組概要】

- 市街地から気軽に行ける海岸に、海釣り桟橋（延長500m）、人工海浜、多目的広場、フィッシャリーナ（プレジャーボート係留施設）、交流ふれあい施設（物産館）などを整備。家族連れのキャンプやペットの散歩など多くの来訪者でにぎわう。イベントなどの来訪者が増え認知度を上げることによって地区が活性化するとともに、区の活性化にも結びつきたい。
- 優れた実行力と豊富な経験・能力を有する民間事業者を公募し、民設・民営で事業を実施。R4.12リニューアルオープン。
- 漁業者は、漁港で水揚げされた水産物を、農業者は地元で採れた野菜などを消費者へ直接販売。
- 物産館の他にも、レストラン、結婚式場を併設。

【保証対象資金】

- 海釣り桟橋（延長500m）を整備⇒近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（釣り場）
- 交流ふれあい施設（物産館）などを整備、漁業者は、漁港で水揚げされた水産物を消費者へ直接販売⇒近代化資金（第2号資金）水産物販売施設（活魚等販売施設）、近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（水産物直販施設）

21. 道の駅等と連携した水産物の販売力強化

【海業の取組概要】

- 漁協、農協、商工会、観光協会及び市が一体となって「地域の産業振興」及び「地域外からの交流人口増加」の拠点として、**道の駅を開設**。全国有数の売り上げのある道の駅。売り場面積の約3分の1を水産物が占める。
- **漁業者は、漁港で水揚げされた水産物を消費者へ直接販売**。生産者主導の価格決定が可能であり、漁業者の所得向上に寄与。
- 道の駅の取締役の一人として、漁協代表理事組合長が運営に参画
- 漁協は、**漁港内に活魚センターを設置**し、活きの良い魚をそのまま生簀で泳がせ、注文が入ってから活け締め、希望があれば三枚おろしにするなど、旅館や飲食店等の顧客ニーズに対応して販売。

【保証対象資金】

- **道の駅を開設。漁業者は、漁港で水揚げされた水産物を消費者へ直接販売**⇒近代化資金（第2号資金）水産物販売施設（活魚等販売施設）、近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（水産物直販施設）
- **漁港内に活魚センターを設置**⇒近代化資金（第2号資金）水産物販売施設（活魚等販売施設）、近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（水産物直販施設）

22. イルカと漁業が共存する観光振興と水産物の販売力強化

【海業の取組概要】

- 指定管理者制度により漁協が運営する観光の**拠点施設を開設**・施設内には、**地元の農林水産物や加工品を販売する直売所**、レストラン、イルカウォッチングの総合窓口が設置され、交流人口の拡大だけでなく地域の雇用創出や後継者育成にも寄与
- 漁業者は地元で水揚げされた水産物を消費者へ直接販売**
- 漁港管理者（県）の補助用地と地元市の単独用地による交換手続を経て、市が地方創生拠点整備交付金事業を活用して整備

【保証対象資金】

- 拠点施設を開設・施設内には、地元の農林水産物や加工品を販売する直売所、漁業者は地元で水揚げされた水産物を消費者へ直接販売**⇒近代化資金（第2号資金）水産物販売施設（活魚等販売施設）、近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（水産物直販施設）

23. 漁協直営施設を核とした漁港漁村地域の賑わい創出

【海業の取組概要】

- H17年に漁協直営施設としてレストラン開業。
- H26年に直販施設を増設。
- レストランでは、地元どれの魚を使った海鮮丼や地元グルメの「かつお飯」など、様々なメニューを提供し、平日でも行列の絶えない人気の施設となっている。
- 直販施設では、漁業者が値段を決めて鮮魚を販売するスペースの設置や、総菜・加工品の販売などを実施。
- 様々な水産物の旬の時期にイベントを実施し、近隣の飲食店と連携した地魚料理フェア等の開催により、賑わいの創出や継続的な施設の利用を促進。

【保証対象資金】

- **直販施設を増設**⇒近代化資金（第2号資金）水産物販売施設（活魚等販売施設）、近代化資金（第7号資金）海浜等環境活用施設（水産物直販施設）

24. 漁業体験学習の実施

【海業の取組概要】

- 観光協会が実施している島内の民家体験で、受け入れ家庭の様々な家業（農業・漁業・商業等）の手伝いや体験の中で、生のままの島人の暮らしを体験できる。日帰り、1泊2日、2泊3日とニーズに合わせ様々なプランを提供している。
- 島独自の漁師体験プログラム。島の海人が、長年漁業で培ってきた知識や技、そして海での勘を伝えるために完成させた。
- 島の海人は、漁師体験プログラムを基に釣り、追い込み網、ハーリー等を体験学習させる。
- 漁協は、漁港内に観光部会を設置。観光部会を中心に、漁港を拠点とする海人と連携して都市漁村交流活動を実施。

【保証対象資金】

- 島内の民家体験⇒近代化資金（第7号資金）
海浜等環境活用施設（漁家民宿施設）
- 釣り、追い込み網⇒※漁業目的の漁具であれば近代化資金（第4号資金）漁具（漁網綱、つりざお）の対象だが、レクリエーション用の漁具は**対象なし**

※注意事項あり。「前提と注意点」を参照のこと！

参考サイト

- **海業の推進（水産庁サイト）**
URL:<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/230718.html>
- **海業の推進（水産サイト）**（【参考】海業の取組事例集について）
URL:<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/attach/pdf/230718-70.pdf>
- **漁業近代化資金のご案内（水産庁サイト）**
URL:<https://www.jfa.maff.go.jp/j/keiei/kinyuu/gyokin/gyokin.html>
- **独立行政法人農林漁業信用基金 漁業信用保険業務サイト**
URL:<https://www.jaffic.go.jp/guide/gyo/index.html>
- **漁業信用保証制度のご案内（パンフレット）**
URL:https://www.jaffic.go.jp/guide/gyo/index.files/20240701_gyogyou_pamphlet.pdf



内容についてのご相談窓口

独立行政法人 農林漁業信用基金 漁業信用保険管理部 調整グループ

電話：03-3434-7829

FAX：03-3434-7838

E-mail:gyo_suishinka★jaffic.go.jp（送信の際は、★を@に変更してください。）

農林漁業信用基金ホームページURL:<https://www.jaffic.go.jp/index.html>